

令和3年1月20日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 吉田(内3645、直通Tel073-441-3640) 教職員課 岩本(内3679) 紀南教育事務所 梅村(直通Tel0739-26-3514、内564)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和2年12月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	2
職員等	
計	2

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	2

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある小学校で授業中担任による体罰行為があった。	不受理とし、教育委員会に回付した。
② ある振興局の職員が、他の職員による送迎により通勤していることは、認められるのか。	振興局に調査を指示したところ、適切な手続を行い、通勤を行っていることが確認できた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) 1 ②

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの 1 ①

#### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	2
職員等	
計	2

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	2

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある小学校で授業中担任による体罰行為があった。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
② ある県立学校の職員が、勤務終了時刻より早く退勤している。	当該県立学校の全職員に対し、パソコンで管理している退勤時間の確認を行ったが、指摘された事実はなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ①②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

1 ②

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ①

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(11月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。